

## OECD外国公務員贈賄レポート

### 主な結果（仮訳）

以下の統計は、外国公務員贈賄犯罪による263の個人及び164の法人に対する法執行情報（計427件の事件）の分析に基づいている。調査対象時期は、OECD反贈賄条約の発効（1999年2月15日）から2014年6月1日までである。全ての事件から全てのデータを入手できるとは限らないため、限定されたデータセットに基づいて導き出された数値もある。各分野のデータセットの詳細については、関連する節を参照されたい。

－外国公務員贈賄事件の3分の2は、4つの産業セクターで起こっていた：採取（19%）、建設（15%）、運輸・倉庫（15%）、情報・通信（10%）

－事件の約半数が、人間開発度の高い（22%）又は非常に高い（21%）国の公務員への贈賄であった。

－事件の41%において、管理職が賄賂を渡したり許可したりしていた。一方、CEOが関わっていた事件は全体の12%だった。連邦議会議員が外国公務員贈賄への共謀で有罪となった例が1件あった。

－外国公務員贈賄事件の4分の3に、仲介者の関与があった。このうち41%の事件では地元での販売・マーケティング代理人のような仲介者が関わっており、残り35%については、子会社、地元のコンサル会社、オフショア金融センターやタックスヘイブンに所在する会社、賄賂の受取手である公務員が実質上所有する会社等が関わっていた。

－賄賂が最も頻繁に約束、申込み、又は供与されたのは公的企業（国有企業）の従業員（27%）であり、税関職員（11%）、保健衛生関係職員（7%）、国防職員（6%）が続いた。

－大部分の事件において、賄賂は公共調達契約を獲得するために支払われていた（57%）。次に多かったのが、通関手続き目的である（12%）。賄賂は、平均で取引総額の10.9%、利益の34.5%に等しい額だった。

－事件の3件に1件は、被告側（会社又は個人）の自己申告によって当局の目にとまることとなった。次に一般的だったのは、法執行機関による捜査（13%）と国家間の公式又は非公式な司法共助の文脈で明らかになったもの（13%）である。公益通報や報道は、ほとんど外国公務員贈賄事件捜査の発端にはならなかった（各々2%と5%）。

ー自己申告に至った会社は、主に内部監査（31%）やM&Aのデューディリジェンス手続き（28%）を通じて、自社の国際取引における外国公務員贈賄に気づいている。

ー外国公務員贈賄財で有罪となった80人の自然人に懲役が言い渡された。外国公務員贈賄の共謀で有罪判決となった事件のうち、これまでのところ最も長い懲役期間は13年である。その他の38人については、執行猶予付き懲役だった。

ー総計261の罰金が個人や企業に対して課された。一企業に対する罰金の最高額は、合計18億ユーロだった。外国公務員贈賄事件で個人に対して課された最も重たい金銭的な制裁は、1億4900万米ドルの没収命令だった。

ー69%の外国公務員贈賄事件は、企業保護観察（カナダ）、刑事訴訟法153(a)項（ドイツ）、司法取引（Patteggiamento、イタリア）、罰則通知（ノルウェー）、刑法53条のもとでの賠償（Réparation、スイス）、不起訴合意（Non-Prosecution Agreements: NPAs、米国）・起訴猶予契約（Deferred Prosecution Agreements: DPAs、米国）・司法取引（米国）等の手続きを取ることで、制裁付き示談になった。

ー米国はOECD反贈賄条約の発効以降、128の異なる外国公務員贈賄工作について、個人及び法人に外国公務員贈賄罪の罰則を課した。同様に、ドイツは26、韓国は11、イタリア、スイス、英国は6の異なる外国公務員贈賄工作について、個人及び法人に外国公務員贈賄罪の罰則を課した。